

人事行政の運営等の状況

北但行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定に基づき、2024年度の人事行政の運営等の状況を公表します。

1 職員の任免及び職員数の状況

| 職員数 2024年4月1日 | 採用者数 | 退職者数(2024年度) | | |
|------------------|------|--------------|-------|----|
| | | 定年退職 | 自己都合他 | 計 |
| 0人 (6人) | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

※()は派遣職員数であり、派遣元で報告されるため、人数には含まれていません。

※派遣職員の内訳は、豊岡市4人、香美町1人、新温泉町1人です。

2 職員の人事評価の状況

※派遣職員の勤務成績の評定は、派遣元が行います。(組合から勤務状況を派遣元に報告)

3 職員の給与の状況

(1) 人件費(普通会計決算)

| 歳出額(A) | 実質収支 | 人件費(B) | 人件費率 (B/A) |
|-------------|-----------|-----------|---------------|
| 7億5,792万3千円 | 3,817万6千円 | 2,189万7千円 | 2.88% |

※人件費には、特別職、議員などに支給される報酬等を含みます。

(2) 職員給与費

| 職員数 (A) | 職員給与費 | | 1人当たりの給与費 (B)/(A) |
|------------|---------|-----|----------------------|
| 0人 | 給料 | 0千円 | — |
| | 職員手当 | 0千円 | |
| | 期末・勤勉手当 | 0千円 | |
| | 計(B) | 0千円 | |

※職員数は、2024年4月1日現在の常勤の一般職員の人数

※派遣職員の給与費は、派遣元で支給されています。

4 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 勤務時間

| 勤務時間 | | 勤務時間帯 | | |
|--------|---------|-------|-------|-------------|
| 1日 | 1週間 | 始業時間 | 終業時間 | 休憩時間 |
| 7時間45分 | 38時間45分 | 8:15 | 17:00 | 12:00～13:00 |

(2) 休暇

| 種類 | 内容等 |
|--------|--|
| 年次有給休暇 | 一の年度につき20日以内 |
| 病気休暇 | 負傷又は疾病の療養のため勤務することができない職員に対し、医師の証明等に基づき、必要最小限度の期間について認められる休暇 ※90日以内 |
| 特別休暇 | 骨髄提供休暇、ボランティア休暇、結婚休暇、不妊治療休暇、妊娠中または出産後の通院休暇、妊娠中の通勤緩和休暇、妊娠中のつわり休暇、分べん休暇、育児休暇、配偶者出産休暇、男性職員の育児参加休暇、忌引休暇、父母の祭し休暇、夏季休暇、生理休暇、子の看護休暇、短期介護休暇、長期勤続休暇 |
| 介護休暇 | 職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇 ※6か月の期間内（3回以下で分割取得可） |
| 介護時間 | 職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇 ※1日につき2時間以内（連続する3年の期間内） |
| 組合休暇 | 職員が登録を受けた職員団体の規約に定める機関で、規則で定めるものの構成員として当該機関の業務に従事する場合又は、登録を受けた職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で、当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合における無給の休暇 ※30日以内 |

5 職員の分限及び懲戒処分の状況（但馬公平委員会事務）

| 分限処分 | | | 懲戒処分 | | | |
|------|----|----|------|----|----|----|
| 降任 | 休職 | 免職 | 戒告 | 減給 | 停職 | 免職 |
| 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

※分限処分：勤務成績が良くないなどの場合、法律・条例に定める一定の事由により、公務能率の維持や公務の適正な運営の確保のために行う処分。心身の故障などで職務に従事させない「休職」などがあります。

※懲戒処分：法律違反など公務員にふさわしくない非行があった場合、法律に定める一定の

事由により、公務の秩序を維持・回復するために行う処分。職員の身分を失わせる「免職」などがあります。

※派遣職員の処分は、派遣元が行います。

6 職員のサービスの状況

(1) サービス上の義務、サービス規則の保持

職員が守るべき規律や義務については、地方公務員法やサービス規則で定められています。必要の都度、網紀の保持について周知・徹底をしています。

(2) 職務に専念する義務の免除

- ア 研修を受ける場合
- イ 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- ウ その他管理者が定める場合

7 職員の退職管理の状況

該当なし

8 職員の研修の状況

※派遣職員の研修は、派遣元が行います。

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

※派遣職員の福利厚生等は、派遣元が行います。

10 職員の競争試験及び選考の状況

該当なし